

平成27年 第1回
教育委員会臨時会会議録

平成27年1月27日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2414号

平成27年第1回臨時会

日時 平成27年1月27日（火） 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	綱 川 智 久
委員長職務代理者	澤 孝一郎
委 員	永 山 幸 江
委 員	小 島 洋 祐
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
教育政策担当課長	橋 本 誠
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	白 井 隆 司
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶 務 課 庶 務 係	鈴 木 さよ子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2407号 第16回臨時会（平成26年9月19日開催）
- 2 第2408号 第10回定例会（平成26年10月14日開催）

日程第2 審議事項

- 1 議案第3号 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第4号 港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成26年度教育委員会表彰受賞者について
- 2 生涯学習推進課の2月事業予定について
- 3 図書館・郷土資料館の2月行事予定について
- 4 2月指導室事業予定について

「開 会」

○綱川委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成27年第1回港区教育委員会臨時会を開会します。(午前10時00分)

本日、説明委員である安田教育委員会事務局次長、体調不良により欠席となりました。ご承知おきください。

「会議録署名委員」

○綱川委員長 それでは、日程に入ります。本日の署名委員は永山委員にお願いします。

○永山委員 わかりました。

第1 会議録の承認

1 第2407号 第16回臨時会(平成26年9月19日開催)

2 第2408号 第10回定例会(平成26年10月14日開催)

○綱川委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成26年9月19日開催の第2407号第16回臨時会、平成26年10月14日開催の第2408号第10回定例会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第3号 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について

○綱川委員長 続いて、日程第2、審議事項に入ります。議案第3号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました議案第3号港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正ですが、恐れ入ります。資料のページ番号で3ページをご覧ください。改正の理由です。本案は、青南幼稚園の保育室を拡大するため、併設されている青山生涯学習館の位置を変更するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。別紙として添付をしております4ページでございます。

平成26年7月15日の臨時会において、学校施設担当課長から審議事項としてお願いした議案「南青山四丁目の用地の暫定活用整備について」の際の施設配置の資料でございます。

この土地は、将来的な青南小学校の建てかえのために購入した土地でございます。敷地の北側の部分に青山生涯学習館を配置してございます。

今回、移転に伴い、生涯学習館の施設規模、部屋、仕様等に変更はございません。そのため、貸し出しとなる各学習室の使用料についても、企画課が全庁的に定める基準に基づいて算出策定を行

った結果ですが、現行の使用料と同じとなっております。そのため、今回の条例の改正でございますが、位置の変更だけをお願いすることになっております。

それでは、2ページをご覧ください。2ページは新旧対照表でございます。改正案としまして、上段でございます。名称及び位置の第2条を変更いたします。

附則といたしまして、施行期日を教育委員会で定める日としております。今後、規則で日を定めますが、施行期日は平成27年9月1日を予定をしております。時期が到来しましたら準備に入りたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきご決定くださいますようお願い申し上げます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して質問ございますか。

○澤委員 これは、青南幼稚園との関連もあって移転するというのも一つの大きな理由と思いますが、詳しく見ればわかるのでしょうかけれども、生涯学習館としてのその面積が広がって使いやすくなるとか、移転したときのメリットは何かありますか。

○生涯学習推進課長 貸し出しをする部屋の学習室の数、それから部屋の面積等には変更はございません。今回、特に今まで寄せられた意見が多かったところに、エレベーターの設置がございました。青山生涯学習館は、今現在、青南幼稚園の2階の部分と3階の部分を使ってございます。利用の際は、上がって入館をしまして、中のほうもやはり階段になっておりましたので、エレベーターの設置を望む声があがったところでございます。

今回の移転に際しましては、1階と2階になりますが、エレベーターの設置をいたしまして、バリアフリー化ということでの対応ができるものでございます。

それから、共用の部分の展示のスペースを広めにとるような形で、作品などの展示ができるようにしていきたいと考えているところでございます。

○綱川委員長 ほかにございますか。

生涯学習館と放課GO→クラブせいなんと同じ建物ですよね。そうすると、1階が放課GO→で、2階が生涯学習館というイメージなのですが、どういうふうにするのですか。というのは、これを計画したときから状況が変わって、放課GO→クラブは6年生まで受け入れることになりました。そうすると、その部屋の問題などはもう承知していますか。

○生涯学習推進課長 放課GO→クラブせいなんですが、委員長のご指摘のとおり、4月から学童クラブが拡大されます。クラブ室2部屋と多目的室1部屋を設けて、計3部屋で放課GO→クラブせいなんを運用するような形になっていまして、定員も80名定員で想定をして準備を進めております。

○小島委員 この本件の土地で、青南小学校の建て替えを将来的に予定しているのですが、それはいつごろになるのでしょうか。

○学校施設担当課長 賃貸借で10年契約ということですが、その後については、まだ青南小学校の建て替えということで話はありません。その後、第2グラウンドの隣地等の取得の可能性も探っています。

○綱川委員長 この期限は10年ですよね。

○学校施設担当課長 はい、10年です。

○綱川委員長 わかりました。

ご参考までにということで、今この施設の図面が配られましたが、ほかにございますか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○綱川委員長 それでは採決に入ります。議案第3号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第3号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

2 議案第4号 港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について

○綱川委員長 続きまして、議案第4号「港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 ただいま議題となりました議案第4号港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について、ご審議の上ご決定くださるようお願いいたします。

それでは、まず、資料1を用いて、今回の条例の協議会設置になった経緯についてご説明いたします。資料1でございます。左上にございますように、まず、大津のいじめ自殺事件がございました。いじめは、いずれの学校でも起こり得るという視点に立って、区としまして、いじめ防止をねらいに、区長部局とともに平成25年度いじめセーフティネットコミュニティ事業を立ち上げてございます。その後、平成25年度6月に国の法律、いじめ防止対策推進法が制定され、その後、東京都も平成26年7月にこの法律を受けて、東京都いじめ防止対策推進基本方針を策定しているところでございます。

港区いじめ防止基本方針について、この中央部分に概要を示してございますけれども、平成26年8月に港区子育て支援推進会議、いじめ防止専門部会、また、9月16日の子育て支援推進会議で説明をし、9月19日教育委員会で報告をさせていただいたところでございます。

その後、庁議を経て、10月中旬、区民文教常任委員会に報告し、各学校及びホームページ等を通じて区民へお示ししたところでございます。

この中央部分にございます港区いじめ防止基本方針でございますが、目的、対象、概要等を示してございます。

なお、この基本方針の議論の際に、協議会等の組織は設置条例にて定めるものとすべきという結論に至りまして、今回の第1回定例会に提出することとなりました。後ほど関連して触れさせていただきますけれども、この基本方針に書かれている内容は、その中央の中段にありますように、対象が区内在住の児童生徒を含むということです。区立の小学校、中学校、区内在住の児童及び生徒を含むということで、この基本方針は区全体に広げているという考え方でございます。

なお、この条例によって定められる協議会等、そちらは、被害者が港区立の小中学校の児童生徒となった場合に、この協議会等で重大事案等も含めて調査等を行うという考え方で分けているところでございます。

それでは、次に、もう1枚めくっていただきまして、資料2、A3横版をご覧くださいと思います。今回設置する組織について簡単に説明をさせていただきます。

今回設置する条例は4つございまして、まず、白抜きの1段目でございますが、港区いじめ問題対策連絡協議会。こちらは、便宜的にAの組織としてこれから説明させていただきます。続いて、2段目の港区教育委員会いじめ問題対策会議、こちらをB。白抜き3段目の組織が港区教育委員会いじめ問題調査委員会、こちらをC。最後、下段にあります組織が港区いじめ問題調査委員会、こちらをDとして説明いたします。

まず、Aの組織ですが、いじめ防止対策推進法第14条に基づき、区で設置することができる会議体となります。区としてのいじめの総合対策として、未然防止やいずれの対処の方法、そして、いじめに関係する機関及び団体の連携に関する事項は、所掌事項となっております。こちらの協議会は、いじめ問題について区を挙げて総合的に取り組むという考えに立って、オール港区という考え方から、区長を会長としております。およそ年1回程度の開催を考えてございます。

続いて、Bの組織ですが、こちらは法第14条第3項に基づくもので、教育委員会の附属機関として、いじめの防止等に向けた対策を実効的に行う組織として置くものです。こちらは、港区教育委員会の教育長が会長となります。こちらは年3回程度の開催と考えておりますが、重大事態等が発生した場合は、この限りではなく開催することになります。

3段目のCの組織ですが、いじめの被害に遭った児童に重大な事態が発生した際、こちらはBの組織とメンバーが重なる部分もありますが、こちらも教育委員会の附属機関として調査を行うための組織となります。重大事態は、所掌事項にあるように、自殺未遂など生命の重大な事案や、いじめにより長期の不登校を余儀なくされている疑いがあることを想定しております。当然いじめが起きたときには、学校でも同様の組織がございますので学校でも検討するのですが、このCの組織でしっかりと教育委員会として責任を持って調査をするという趣旨でございます。

なお、この調査結果については、後ほどの条文で説明いたしますが、教育委員会に報告するとともに、法第30条1項に基づき区長にも報告することとなります。

4段目のDの組織ですが、こちらはCの組織で調査したことについて、区長が報告を受けた際、被害に遭った児童生徒の保護者等への対処が不十分であったとか、そういったことで区長が判断した際に調査を行う組織となります。

なお、これからまたご説明いたしますが、条例案には、この調査結果については議会への報告をすることになっております。

それでは、1枚めくりまして、資料3をご覧ください。各組織における構成員を示してあります。先ほど申し上げましたように、Bの組織は実効部隊として学識経験者などの構成員がメンバーです。一部赤枠が入っておりますが、それが重大事態になったときは、そのままCのメンバーとして調査

に当たるといことです。右枠の二重四角の枠で書いてございますように、すぐに重大事態が起きて急遽立ち上げるのはなかなか難しいのではないかとということで、状況がわかっているBのメンバーで、Cの組織で取り組むということにしております。

それでは、もう1枚めくりまして、資料4について説明をいたします。資料4は、今回の設置条例の根拠となる法律の条文、そして、区の条例との基本方針の根拠となる条文等がわかるように一覧で示したものです。

今回の条例設置にかかわっては、法の赤枠で示した条文に基づいて、今回こういった協議会等を設置するものでございます。凡例にあるように、黄色い矢印で書かれて緑の枠であるのが港区のいじめ防止方針に規定しているもの、水色の矢印で白抜きのところには法の直接適用、この条文に基づいて都がどういう対応をし、区がどういう対応をしているかということを一覧で示したものでございます。

なお、右側に重大事態の対応ということで、国立学校、私立学校、区立学校と3つに分けて書いてございますが、先ほど申し上げましたように、この組織体は、被害者が誰であるかということによって対応する組織がかわってまいります。被害者が国立学校の児童生徒の場合は、国立学校にあるいじめ対策委員会、そして、国がいじめ問題調査委員会をしていますので、そちらに報告をして調査を行うことになります。

私立学校の場合は、学校の設置者、そちらに調査組織がありますので、そちらで調査をして、都のいじめ問題調査委員会に報告する形になってございます。

区立学校については、当然いじめ対策委員会の中で教育委員会の報告はしますけれども、先ほど申し上げたように、Cの組織で重大事態の場合は、いじめ問題調査委員会が、このCの組織で調査を行い、それでもやはり不十分な場合には、Dの組織、区長が必要と認める場合、調査を依頼して、港区いじめ問題調査委員会を開くということです。

このDの組織ですが、これは、もとCの組織の調査委員会から全く独立した形で行います。先ほど少し説明が漏れていて申しわけございません。A、B、Cの組織については教育委員会が一応事務局として対応しますが、Dの組織は第三者性を保つということで、区長部局がこの組織を立ち上げて対応するということになっております。

それでは、改めて条例の案文をご覧ください。

第1条でございますが、こちらは、この本条例の設置に関わる趣旨でございます。そして、第2条が定義となります。これに使われている要望の意義要項をこのように定めているということで、ちょっと煩雑になりますので幾つか説明をさせていただきます。

まず、一のいじめのところに4行ございますけれども、そこに、最初に「児童生徒に対して」というものがあります。この児童生徒は、先ほども申し上げたように、その第2条3項、4項にある港区立学校の児童生徒という意味です。すなわち、この最初に書いてある児童生徒が被害者となった場合ということです。そのような形でこの第2条1項の定義に書いてあるところでございます。

そして、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的影響を与える行為。これは、少し煩雑になってはいるのですが、その区立学校、いじめられている子どもが、またその学校にいる子どもだけではなくて、例えば、一定の人間関係にあるほかの児童生徒等ということですから、例えば、いじめる側がその学校に限らず、ある意味、他の児童生徒等という言い方をして、いじめる側が、私立も公立も含めて全部入ります。それによって当該行為の対象となった、要するに、区立の小中学校の児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。これが定義の考え方です。

いじめの防止等は、読んでいただければよろしいかと思います。そういう考えに立って、この定義も実際の法律にあるいじめの定義とは、港区ということで文言が変わっている部分がありますが、港区の子どもたちに対して、被害者になる子どもたちがどういう子どもたちかということを明らかにする上で、法律の条文とは違う文言となつてございます。

そして、めくっていただきまして、2ページ、第3条には、Aの組織、港区いじめ問題対策連絡協議会についての条文でございます。なお、五に書いてございますように、組織及び運営に必要な事項は、この後、教育委員会規則で定めてまいります。

そして、第4条がBの組織です。港区教育委員会いじめ問題対策会議ということで、こちらに対策会議で調査審議していく内容を書いておりますけれども、当該結果を教育委員会に報告するものとなっております。こちらについては、先ほど申し上げたように、教育長が会長でございます。

そして、第5条、Cの組織ですけれども、港区教育委員会いじめ問題調査委員会、こちらでCの組織を定めてございます。こちらについても教育委員会の附属機関ということで、教育委員会の規則で定めてまいります。

そして、4ページでございます。第6条で定めます港区いじめ問題調査委員会は、先ほど申し上げたように区長の附属機関ということで、区長部局がこの調査委員会を所管して、結果を区長に報告し、これについては議会のほうへも報告があるということです。これは条文のほうには書いておりませんが、法律のほうに出ておりましたので、つけ加えさせていただきました。

以上、多岐にわたる説明で複雑だったかと思いますけれども、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○小島委員 本条例の第2条でいじめの定義があります。このいじめの定義、これでいいのだろうと思いますが、従前の当教育委員会で考えていたいじめの定義と、特に齟齬はないということで、よろしいですか。

○指導室長 いじめ防止対策推進法の第2条に定義がございまして、条文を読み上げます。

まず、「いじめとは」という部分です。「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう」。

○小島委員 なるほど。わかりました。この対策法の定義を持ってきたということでよろしいわけですか。

○指導室長 はい、さようでございます。

○小島委員 そうすると、従前の我々が考えていたいじめについての意識、これがいじめだという概念と、齟齬はしていないということでもよろしいですね。

○指導室長 おっしゃるとおりです。こちらについては、いじめ基本方針にも明確に定義として載せているところでございます。

○澤委員 いじめについては、我々教育行政の立場からすると、いじめの防止とか対策にこういった組織がしっかりとつくられるということは、非常に意義のあることだと思います。

この港区いじめ問題対策連絡協議会というのは、年に1度ということで、方針の検討また報告を聞いて、全体的に大きな方針を決めるというような役割だろうと思います。このBの港区教育委員会のいじめ問題対策会議というのは、年3回となっています。重大事態が発生した場合にはCができるということですが、当然、Bはかなり臨機応変に開かれるわけですね。

○指導室長 澤委員がおっしゃるとおり、重大事態が発生した際、または懸案、それが重大事態なのかというような検討が必要な場合も含めて、この対策会議を招集しなければいけない場面もあるかと考えております。

あくまでも年3回というのは、基本方針の改正であったり、全体的な区の対応の方向性について、Aの組織を経て、実際にその場で議論をして決定していきます。また、子どもたちのいじめの問題等がどういった形で今現在推移しているかということ、1年でまとめるのではなくて、学期ごとにふれあい月間等で取り組みをしておりますので、そういったことも含めて、いじめ防止に向けたことが実際学校でどうなっているのかということ、学期2回はきちんと整備してやろう、そのような趣旨での年3回でございます。前段申し上げたように、臨時でやることは大事だと思っております。

○小島委員 いじめについては、本当にあってはいけない重大な人権侵害だという認識のもとに、港区教育委員会でも長年一生懸命取り組んで、いじめの防止に努めてきたわけですが、幸い港区は、いじめの発生は低く、重大事犯は非常に少なく、本当によかったと思っております。

残念ながら、あの大津の事件で、世の中、教育委員会に対するバッシングも始まりましたが、国全体でいじめを防止しようということで、いじめ防止対策法ができ、こういういろいろな機関をつくるということは本当に大事で必要なことだと思うのです。ただ、こういう機関をどれだけうまく利用できるか、これは今後の課題ではあるのですが、その辺を多分、教育長にコントロールしていただかないと。適切に開いて適切に運営していくのは、教育長ですか、教育委員ですか。いろいろな設置機関ができて、大変結構なことなのですが、教育委員会がこれを開いてほしいと要請できるのですか、また、教育委員会にどういう報告が来るのか、あるいは、教育委員会としてどうコミットしたり責任をとったりするのかと、そこがよくわからないですね。

○教育長 Bだけが附属機関ということで、Cの組織は法律では附属機関ということにしてないの

ですけれども、多くの条例は、Bの組織についてもCの組織についても教育委員会の附属機関という位置づけをしているわけです。ですから、教育委員会の諮問に応じて、つまり、教育委員会が指揮、命令をするわけです。諮問ということですから。それに依拠して、具体的な対策なり方針なり、それを検討するのがこのBの組織やCの組織になります。当然その内容については、教育委員会に報告し、ご意見をいただいて、またさらに、こういうことをしなさいよということであれば、それに基づいて、実働部隊ですから動いていくということです。

○綱川委員長 教育委員5名の立ち位置というのを、それで明確にしてくれたと思うのですが。

○小島委員 その辺が、この説明でなかなか読み取れないですね。このことは非常に大事なことで、教育長はどういう立場になるのか、各教育委員はどういうコメントをして、どう責任をとるのか、その辺がよくわからない。

○教育長 常にそういう細かいところを盛り込むという形には普通はしないですが、教育委員会の附属機関である以上、教育委員会のコントロールと、それに対する教育委員会の責任ということですよ、この附属機関というのは。

○綱川委員長 法律的に言うと、その附属機関という言葉の中に全部含まれるというわけですか。

○小島委員 ですから、教育委員は、このいじめ問題に関して、附属機関である対策会議とかこれらについて何らかのコミットをしたり、これは教育長を通じて言えるのでしょうか。

○教育長 また、運用の場面においても、そういうふうに心がけをしていかないといけないと思います。

○小島委員 そうしないと、大津の事件のときと同じように、教育委員は何やっているのという問題になってしまうので。

○教育長 やはり大津の事件の問題も、教育委員はそれぞれ非常勤で、決められたとおりの委員会を開けないということから、重大事態に集まっていたいて、全員そろって方針を決めるとか、どう対応できるかというところで課題が発生するということですよね。でも、それは教育委員会の運用の仕方、電話やファックスもあれば、メールもあるわけで、運用上に課題があったのではないかなと思うわけです。

それはそれとして、条例等で決められる組織がそういう形としますと、やはり運用の段階でちゃんと教育委員会がこの問題に対応していくということが絶対必要ですから、臨機応変あるいは柔軟に先生方のご意見等をいただく、あるいは、こちらに報告をするということは、きめ細かくやっていく必要があると思います。

○小島委員 Aの組織で、会長は区長ということですが、これは、いじめ問題は重大であるから区全体でということから、区長を会長にしたということですが、所管は教育委員会にして、会長は区長ということだと、何か齟齬はないですか。ここは運用上非常に微妙なところですね。いじめの問題の最終責任者を区長にするという考えなのでしょうか。

○指導室長 資料2の部分の所管がございましてけれども、これまで港区では、設置条例で所管が異なる条例を一つの条例にするというようなことがなかったという経緯があります。ですので、Dの

組織だけが区長部局というような形をとるのは、先ほど申し上げた第三者性を保つという意味です。Aについては、小島委員おっしゃるように、区長がトップであれば、区長部局がするというのも一つ選択肢としてあると思うのですが、行政上の仕組みのことも含めて、オール港区の中の教育委員会がこの区長を支えながらこの組織を事務局としてやるという考え方に立てば、決してそれは無理のないところかなということで、教育委員会所管となりました。

この第14条第1項に、明確に条例の定めるところにより置くことができると、かなり強調して書かれております。条例の定めるところによりということも受けて、Aの組織については区長をトップにして区全体で取り組む、そういう趣旨もあるかと思います。

○小島委員 個人的な感覚として、オール港区でこれに対応するということは、今後とても大切なことで、区長に入ってもらうことは、非常に大事なことだと思うのです。しかし、いじめの発生現場が主として学校であるし、従前も教育委員会が対応してやってきたというところを見ると、やはり区長部局、区長に入ってもらいますが、いじめの最終的な権限と責任は教育委員会のほうがいいのではないかという思いがあります。

○指導室長 教育委員会制度とのかかわり、総合教育会議等のかかわりの中で、いじめの問題は議題になることであるかと思います。このAの組織というのは、そういったところの受け皿にもなる組織ではないかなと思っています。今、ご議論いただいていることで懸案となるようなところについても、しっかり、Aの組織の中で、総合教育会議との関係も含めて、これから、この組織を立ち上げた後に議論されて、適切に対応していくことが必要なところであると考えております。

○綱川委員長 他の行政体の条例を少し調べてみたら、先駆的に平成26年の春ぐらいからつくっているところがありますね。会長については互選であるとしてあるところもあるし、港区は区長にするということですから、その辺は意識のあらわれと考えてよろしいですか。

○指導室長 先ほど来、申し上げるとおり、法律に先んじて、港区としての対応をスタートしているということからも、しっかりと区を挙げてオール港区で取り組むというそういう趣旨で、区長がトップということです。

○永山委員 細かいことですが、副区長は2名いらっしゃいますが、2名とも入るのですか。それから、子ども人権委員は、何名ですか。たくさんの委員の中から1名が入るのですか。民生児童委員もどうなのですか。あと、警察もいろいろな所管があると思うのですけれども、その中の1名が入るのかということをお聞きしたいです。

○指導室長 この構成につきましては、区長部局と相談しまして、副区長につきましては、どちらか1名の方にお入りいただく形になるかと思っています。その他、人権委員、民生委員等についても、この組織体の中で代表となる、基本的には1名、各構成員1枠について1名を想定していますので、その会議体の中でご相談いただいて1名を出していただくということを現在のところは考えているところでございます。

○綱川委員長 子ども人権委員とは、人権擁護委員ですか。

○小島委員 かつて人権擁護委員を勤めていましたが、人権擁護委員の中に、子ども人権擁護の部

会がありましたよ。

○指導室長 子ども人権委員というのが、人権擁護委員の中の一つの所管としてあります。

○永山委員 各学校でもいじめ対策委員会がすでに設けられていると思いますが、その会議内容、どのような話し合いがされているかということは、指導室は、把握されていますか。

○指導室長 実際にこの会議については、学校側、きちんと法律に基づいて組織をつくり対応しなければいけないところがありますので、いじめが実際に起きたときはもちろんですけども、今までの議論がなされたかということについては、こちらに報告をさせるようにしております。

先ほども少し触れましたが、毎学期行っているふれあい月間であったり、そういった機会に、必ずその学校の状況、様子について報告を挙げてもらうようにしておりますので、文書だけの調査結果の提出だけではなくて、個々に聞き取り等もしながら、一つ一つのケース、またどんな対応をしたかということについて、こちらで把握をしているところでございます。

○永山委員 今後いろいろなものができたとしても、指導室のほうできちんと精査して、事務局担当ではありませんが、指導室がやるということは変わらないということでもいいですか。

○指導室長 先ほど来、委員の皆さんにご議論いただいておりますが、どこの責任になるかといったときに、子どもたちをしっかりと守る、一番近くにいる学校が第一の責任であります。当然学校で起きることですので、しっかりと指導をして管理をしていきたいと考えています。

○小島委員 各学校におけるいじめ対策委員会ですが、これはいつごろから設置されているのですか。

○指導室長 これも法律ができてすぐにできているわけではありません。このときの法律の条文にも、例えば、生活指導関係の組織を利用しても構わないというような、そういう文言も附則としてついておりました。

実際には、ほとんどの学校が、平成26年度のスタート時に港区が基本方針を定めるであろうから、こういった学校のいじめ対策委員会という組織がきちっと立てられるよう、平成26年当初に意識をしていたというように我々は捉えています。

改めて、基本方針が10月に出されましたので、学校がしっかりと組織をつくって対応することですので、年度の途中で改めて、名称を変えたところもあれば、変更の組織を持って当てるというようなことを位置づけていると考えております。

○小島委員 永山委員が言われたように、根本的には、やはり学校内でいじめが発生しないようにするということなので、学校のいじめ対策委員会、これが非常に大事になってくると思います。各学校でどういう方がメンバーになっているのですか。

○指導室長 学年によってさまざまですけども、まず、校長と管理職は当然ですが、生活指導主任、主幹、そして地域の方や地域と関連する学識経験者の方に入っている学校もございます。

○綱川委員長 学内組織で、外から入れてないところもまだありますよね、多分。学識経験者を入れたり、外部から委員を入れる組織にするのが原則ですか。教育委員会としてそうしたいとか、そ

ういう方向性というのはあるのでしょうか。

○指導室長 現時点でそういったことを学校に指示しているところではございません。あくまでも、先ほど来お話に出ているとおり、学校がどういうメンバーが必要なのかということをいじめ防止の観点に立って人選をしてくことは、これからも働きかけていかなければいけないと考えています。

○小島委員 永山委員が言われるように、ここが本当に頑張ってくれて、解決するのが一番大事なところですね。

○綱川委員長 幼稚園は、対象外になっていてよろしいのですか。保護者の目が一番行き届く時期なので、いいのかなとも思いますけれども。

それから、資料3ですけれども、資料3に学識経験者、大学教授とか、わかりやすく書いているのだと思いますが、作図したところに案と書いてあって、小P連の会長とか書いてありますが、小P連に代表者を出してくださいとか、そういうことだと思うので、代表というふうに書いておいたほうが良いのではないですか。この表は外に出るのですか。

○指導室長 この構成員のメンバーにつきましては、明確に協議会規則で別に定めますので、そこらにはこの案よりもより踏み込んだ形で、規則に定めてオープンにしたいと思っています。

先ほど委員長がご指摘の幼稚園の件ですけれども、当然、委員長がご危惧されていたことは起こり得ることであると思います。いじめの基本方針については、広く区民へ、区として出しているものですので、基本方針に基づいて、幼稚園、保育園も対応していく形になると思います。

いずれにしても、幼稚園、保育園でのこういった組織で検討するかどうかということについては、今後はいろいろな場面でまた考えていかなければいけないことだと思っております。

○綱川委員長 資料3に、構成員というのをわかりやすく書いたもので、余計縛られるような感じになっているので、その辺を考えてみてください。

○澤委員 小島委員が言われたように、いじめに関しては教育委員会が主体的に責任もあるし、役割を果たさなければいけないわけです。

ただ、今回の新しい教育委員会制度の中で、区長が制度の中でも全面に出てきています。そういう意味では、港区いじめ問題対策連絡協議会のトップは区長ですが、あくまでもいじめに関しては教育委員会が主体的な役割をするのでしょから、教育委員会の信頼がなくなったときに、こういうDの組織ができるというように理解しています。

細かなことですが、Bの組織の中で、これは今、案ということになっていて、これから決めるということなのですが、区の連絡協議会の中には、PTAの会長さんが入っていますね。教育委員会のこの対策会議は、PTAが入っていないです。ここには、いじめ問題の当事者の保護者にも入っていただいたほうがいいのかという気がします。

○指導室長 ここの対策会議のメンバー等を例えば、都の条例ではどういうメンバーを出しているのかとか、既存の情報をもとにつくったところでございます。恐らく、当該の保護者と何らかの利害関係が出てくるような場合を想定して、代表にしていると想像できます。

○澤委員 そうですか。しかし、利害関係があるかないかで、当事者の立場での意見が通るか通ら

ないかはみんなで議論すればいいことであって、当事者の立場を代弁するようなメンバーがいたほうがよろしいのではないかという、そういう意味です。

○綱川委員長 今、指導室長が言われたように、利害関係とかいろいろあります。果たしてその小P連なり中P連なりの会長がその会の代表として意見を言えるかという問題もありますし、経験から言っても、こういうものがいろいろ出されたときに、意見をまとめる余裕がないです。個人的な意見が会の代表の意見となっては困るし、何よりも保護者であるから、今、指導室長が言われたような部分が出てくる可能性はあるということで、慎重に考えていただけたほうがいいと思います。

いじめ対策問題連絡協議会のほうは、本年度の方針を決めたり、大枠だからまだいいと思いますが、その実働部隊のほうは、守秘義務のもの出てきたりするので、慎重にしたほうがいいと思います。

○指導室長 確かに澤委員がおっしゃるように、当事者に関係するメンバーが入ることもありますが、それよりも、公平性や中立性を確保するということが前提になっているかと。そして、大事なことは、公平性、中立性を保った中で被害に遭った児童生徒をしっかりと守ってくというそういうスタンスですので、しっかりとその蚊帳の外にいる人間だけでというようなことではなくて、つくられた組織の中できちんと一つ一つのその事案に対して、また、区のいじめの方針等についても組織で考えていくっていうことは大事だと思います。恐らく、PTA会長さんが入る、連合会長さんが入る形というのは考えにくいと思いますが、いずれにしても、検討させていただきます。

○澤委員 少なくともオブザーバーとか、そういう形でも、当事者が同席しているということは、固執するようで恐縮ですが、大事なのかなと思います。

○永山委員 このメンバーに青少年委員が入っていませんが、理由をお聞かせください。青少年委員は、学校にも精通していますし、地域の子どものをよく見ているので、メンバーに入っていただきたいと思います。

○指導室長 先ほど来申し上げていますように、こちらも当条例でのその協議会の委員の名簿等、また区の状況を踏まえた形で、構成員をこちらの案として出させていただいております。青少年委員の代表の方に入っていただくことについては、この後検討させていただきます。

○綱川委員長 構成委員については、青少年問題協議会とか交通安全協議会とかいろいろ区内にそういう協議会がありますから、もう一回改めて探ってみて、必要とあらば増やしてくのもいいですし、また、やみくもに増やしてもしょうがない部分もあるので、もう少し考えたほうがいいのかなと思います。

私から見ると、教育委員会事務局内の課長級が少ないなと思っていて、例えば、子どもの関係ですから放課GO→を所轄する子ども課は入っているけれど、生涯学習推進課は入っていないとか。その辺のこともありますので、その区内組織も考えていただいて、庶務課長は本当は全部に入っていたほうがいいのかなとか。いろいろ法律的な問題や条文的な問題もチェックしなければいけないと思いますので、多分検討しているのでしょうけれど、含みおきいただければと思います。

○指導室長 検討いたします。

○綱川委員長 よろしくお願ひします。ほかに、よろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、議案第4号については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第4号については原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 平成26年度教育委員会表彰受賞者について

○綱川委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「平成26年度教育委員会表彰受賞者について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、平成26年度教育委員会表彰受賞者についてご報告いたします。資料ナンバー1でございます。

教育委員会では、区立幼稚園、小中学校、また在籍する幼児及び児童生徒を対象といたしまして、別紙1にございます表彰基準に基づきまして、東京都の規模以上の大会などで優秀な成績を収めたとき、また他の模範となる顕著な功績があったときに、毎年度表彰しているものでございます。

今年度につきましては、各学校からの推薦に基づきまして内容を審査いたしました。結果としまして、別紙2で名簿をおつけしてございます。このまとめ方は、この大会単位でまとめさせていただきましたので、複数の学校にまたがっている場合もございますけれども、このような形で今年度優秀な成績を収めた児童生徒を受賞者として表彰したいと思ひます。

全体では、39人の個人と1校ということです。1校、40番の白金小学校、こちらは、白金小学校の合唱団が昨年の秋、NHKの全国音楽コンクールで、東京都で金賞を受賞して、関東甲信越大会に出場して銀賞をいただいたというところでございます。

地域のクラブ活動などのスポーツ分野から音楽、作文など、文化活動まで幅広い分野で多くの子どもたちが活躍されたということがおわかりいただければと思ひます。また、こういった人材がたくさんいらっしゃるということで、将来港区についても大きく期待ができるのかなと思ひてございます。

この受賞者に対します表彰式でございますが、2月12日木曜日午後4時から、当区役所の9階大会議室で実施する予定としてございます。教育委員の皆様にもぜひご出席いただきまして、授賞式を行いたいと思っております。

簡単ですが、説明は以上です。

○綱川委員長 この案件についてご質問ございますか。

これについて、全然上がってこない学校もありますが、何回か聞いてやっているのですか。

○庶務課長 依頼は文書ですのですが、校舎長会でしっかりと私のほうから口頭でもやっております。また、こういったいろいろな大会等もございまして、そちらから入った情報をもとに、逆に学校へお聞きするとか、いろいろな手段を使って、漏れがないような努力はしておりますが、引

き続き努めていきたいと思います。

○綱川委員長 校長によってアンテナが違っていたりするのは困ります。こちらの学校の場合は上がっていて、こちらの学校では上がっていなかったとかあると困りますから、よろしくお願いします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

2 生涯学習推進課の2月事業予定について

○綱川委員長 それでは、次の案件に移りたいと思います。

次に、「生涯学習推進課2月事業予定について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の2月の事業予定についてご報告いたします。資料ナンバーの2をご覧ください。

2月の事業予定ですが、生涯学習関係の指定管理者の事業として、ポルトガル語、それから気功、中国語の講座を開催いたします。

また、スポーツ関係では、生涯学習推進課の事業としまして、毎週日曜日の各タグラグビー教室を実施します。

スポーツ関係の指定管理者の事業としては、フィットネス系の各教室、それから裏面になりますが、水泳の教室などを実施しております。

報告は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

12月にスポーツセンターが開館して、ここでもやはり新しい事業が増えてきそうですか。

○生涯学習推進課長 スポーツセンターの状況でございますが、1日に大体1月は1,600人ぐらいの方がいらっしゃいました。昨年ですと1,400人ぐらいですので、200人ぐらい多い状況です。

事業に関しては、2月の事業予定、今回ご報告させていただきましたが、1、2、3月でワンクールにしておりますので、1月から事業は継続をしております。事業も3カ月のワンクールで見直していますので、今回一番最初にやりますジャズ・ヒップホップですとか、ストレッチバレエですとか、そういったところは今回新たに開講をしたものです。

以上でございます。

○綱川委員長 ほかにございますか。

(なし)

3 図書館・郷土資料館の2月行事予定について

○綱川委員長 それでは、次に移ります。「図書館・郷土資料館の2月行事予定について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館・郷土資料館の2月の行事予定につきまして、教育委員会資料ナンバ

ー3を使いましてご説明させていただきます。大変申しわけございません。資料に間違いがございました。まず、2ページのおはなし会のところの4番目。20日「プレママおはなし会」となっていますが、3ページの中段から少し上、「プレママおはなし会」ということで、別出しをしてございますので、ダブっております。おはなし会は子ども向けにしておりますので、おはなし会の4番目が間違いとなります。申しわけございません。削除していただければと思います。今後このようなことがないように気をつけます。申しわけございませんでした。

それでは、説明させていただきます。

まず、図書館のほうの2月ですが、直営部分、指定管理部分でDVDと書きました映画会は、記載のとおり実施させていただくものでございます。

みなとシネクラブは、説明者付の映画会で、28日の土曜日に行われることとなります。

次のページにまいりまして、「おはなし会」、直営部分と指定管理部分になります。

3ページにまいりまして、「プレママおはなし会」、これは妊婦の方とその家族の方へのおはなし会で、妊婦の方同士がお知り合いになることの機会、交流も踏まえて、おはなし会となっております。今年度最後です。

ブックスタートにつきましては、直営の部分と指定管理の部分で、台場についてはみなと図書館が中心となって行っているものでございます。

4ページになりまして、「うさちゃんくらぶ」というのは、保健所と連合でやっているものでございます。図書館サービスでは、職員が出向いているものでございます。職場訪問なども受けます。

講座・セミナー等、これについては、三田図書館でやる生活セミナーの一部でございます。みなと図書館でこのような生活セミナー等を開催しています。これは講師付でございます。

その他としまして、みなと図書館で21日にあります「みなとライブラリーコンサートー清水正美とうたおう」というのは、昔の歌声喫茶のような形のイメージでございまして、清水正美さんが来ていただいて、視聴覚室を使いますので、音は漏れない状況の中で皆さんとご一緒に歌うというものでございます。

5ページにまいりまして、郷土資料館の予定につきましては、「古代アクセサリーをつくろう」。今年度、5回に分けて実施しているものの最後の回になります。5回目、2月14日に「勾玉をつくる」ということになっております。

指定文化財展等行っているものでございます。

以上、簡単ですがご報告とさせていただきます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○教育長 映画会では、区民の方から、洋画が多いというご意見をいただいています。邦画、日本映画をもう少し多くやってくれないかとかいうものです。今回の図書・文化財課の「無法松の一生」は日本映画だと思いますが、指定管理者のほうは洋画が多いですね。邦画はやりにくいっていう何か理由があるのですか。

○図書・文化財課長 映画会を実施するに当たりましては、映画会社のほうに一応簡単な許諾、了

解をもらっている関係もございまして、日本映画がとりにくいということではありませんが、利用者からご意見もいただいているところがございますので、少し整理をさせていただきたいと思います。

日本映画を上映すると、年配の方がいらっしゃるようです。新しい日本映画はなかなか上映権が認められないと聞いています。利用者のご意見も踏まえて検討していきたいと思ってございます。

○綱川委員長 わかりました。ほかにございますか。

(なし)

4 2月指導室事業予定について

○綱川委員長 次に、「2月指導室事業予定について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 2月の指導室事業予定についてご報告いたします。

2月は、まず、8日に東京駅伝大会が予定されてございます。昨年度、雪のため開催できなかったということで、日程もまた雪の心配のあるような日程ではあるのですが、今練習を重ね、1日の試走会を経て、8日の本番に臨むという形で準備を進めているところです。

9日の月曜日には、白金小の研究奨励校の発表会、そして、一番下でございますけれども、小学校入学前教育カリキュラムの活用に向けたシンポジウムということで、芝浦幼稚園・小学校で公開保育、シンポジウムを予定してございます。

説明、簡単ですが、以上、報告いたします。

○綱川委員長 ただいまの説明について、ご質問ございますか。

○小島委員 12日の副校園長研修会ですが、研究発表と書いてあって、題目が書いていないのですが、これは何で題がないのですか。

○指導室長 副校園長の研修会とこの研究は、年間を通して各アカデミーごとの研究を発表しています。副校園長研修会については、かなり事務的な連絡をする場面が多くて、例えば冊子をつくったり、あるいはそういったことはしておりませんが、各アカデミーがどういうふうにして幼稚園から小中一貫教育を進めているかということで、多分、テーマが各それによって、アカデミーごとにさまざまな場で割愛させていただいたようなところかと考えております。

○小島委員 それから、23日も「各アカデミーの研究テーマに基づいた実践を振り返って」と書いてあって、国際科の「成果と課題」と書いてあるのですが、国際科でのこの成果と課題とは、何かわかりますか。

○指導室長 毎年を取組の中で、かなり成果として挙げられるのは、やはり中学校の授業が将来を見据えてほとんど英語を使つての授業を進めていくというような、もちろん学校によって多少温度差はありますが、それがかなり進んできています。

ただ、こういった国際科担当者会は、授業研究等もこの会の中で実証しているわけですが、担当となった学校なり、そこはそういう実証をするのですが、通常の時にも同じようにできているかという、なかなかそこは難しい部分もあると考えております。

いずれにしても、小学校6年間の国際科での学びが、中学校の英語国際の授業の中にどうやって

つなげていくかというところが、接続という部分で検討する余地ではないかと考えるところです。

来年度改めて、カリキュラム、指導計画等についても、国際科及び英語国際については検討を加えて改善を図っていく予定でいるところです。

○小島委員 そうすると、各アカデミーで小学校、中学校の国際科の接続等については、今かなり勉強しているということですか。

○指導室長 はい。

○小島委員 26日の初任者のスピーチですが、多分、初任者は小中学校にかなりいますよね。

○指導室長 はい。

○小島委員 スピーチとは、代表の人がこういうスピーチをするのですか。

○指導室長 限られた時間でございますけども、必ず一人一人やります。

○小島委員 全員が。

○指導室長 はい。

○綱川委員長 何人ぐらいいるのですか

○指導室長 確認をいたしますが、幼稚園が今6、小中学校で30人ぐらいいるのでしょうか。口頭で受けて、私のほうで最後講評するという形でございます。

○綱川委員長 1年目ですよ。

○指導室長 そうです。幼稚園教諭については半年ですけれども、小中学校については1年間をもって。現時点では、特段正式採用に至らないというような、そういった心配をするような教員は今いないという状況です。

○綱川委員長 経営協ですけれども、毎年たしか2日間に分けて、各アカデミーごとに発表していましたが、今年は1日でこれ全部やるのですか。

○指導室長 一度でということで考えております。

○綱川委員長 それでは、よろしいですか。

本日、予定していた案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かございますか。

○庶務課長 ございません。

○綱川委員長 指導室長、先ほどの初任者の人数ですが、わかりましたか。

○指導室長 幼稚園が6名、小学校は11名、中学校は13名で、合計30名です。

○綱川委員長 わかりました。

「閉会」

○綱川委員長 これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を2月10日火曜日、午前10時から開会予定です。よろしくお願いいたします。
お疲れさまでした。

(午前11時23分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長

綱 川 智 久

港区教育委員会委員

永 山 幸 江